

平成 31 年度環境技術実証事業 技術選定等プロセスについて

1. 経緯

平成 29 年 6 月に行われた行政事業レビュー公開プロセスにて、技術分野及び実証プロセス等にかかる抜本的見直しを指摘されたことを踏まえ、平成 31 年度事業より実施を予定している技術分野及び実証プロセスの変更を行う提案が環境省よりなされ、当案は了解された。(平成 30 年 6 月 11 日第 1 回環境技術実証(ETV)事業運営委員会確認)

2. 新たな仕組みについて

① 技術分野(技術領域)の変更

従来の個別技術分野では対象外であった技術も対象となる以下 6 領域に変更

- ・ 水・土壌環境保全技術領域
- ・ 気候変動対策技術領域
- ・ 自然環境保全技術領域
- ・ 大気環境保全技術領域
- ・ 資源循環技術領域
- ・ 環境測定技術領域

② 技術公募・選定のプロセス変更

- ・ 従来のプロセス

実証機関選定後に、実証技術選定を行う

- ・ 新しいプロセス(図 1 及び別紙 1 参照)

技術調査等の技術選定補助を行う技術調査機関を新たに設け、技術選定を行った後に実証機関を選定するプロセスに変更する。また、従来、実証機関が行っていたものの、正式には実証プロセスに組み込まれていなかった技術申請予定者への相談対応等を技術調査機関が実施する。

- ・ 技術調査機関の役割

これまで実証機関が担っていた技術公募と実証前調査の部分であり、実証する技術選定にあたり対象技術の選定の観点を遵守し、一定の基準と透明性を以て実証の可否及び環境技術としての妥当性確認を行う。実証技術選定後に選定される実証機関が、速やかに実証を開始できるよう、実証計画作成に必要な技術情報を提供する。

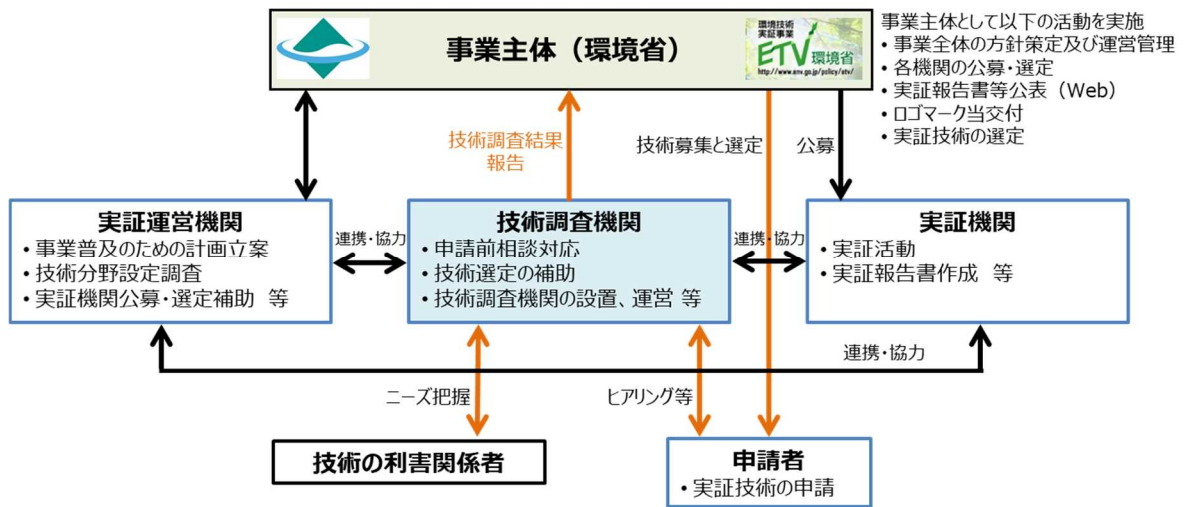


図1 新たな枠組みで事業のスキーム

3. 平成 31 年度技術募集について

環境省が平成 30 年 10 月 1 日～11 月 30 まで実証開始を迅速に行う必要がある 3 領域（水・土壌環境保全技術領域、気候変動対策技術領域、自然環境保全技術領域）の技術募集を開始した。募集の結果は、資料 4-2 に示す。

4. 技術調査手順・方法（案）

環境省の選定方針に従い、以下の手順及び方法にて申請技術の募集及び選定（案）を行う。（図 2 参照）

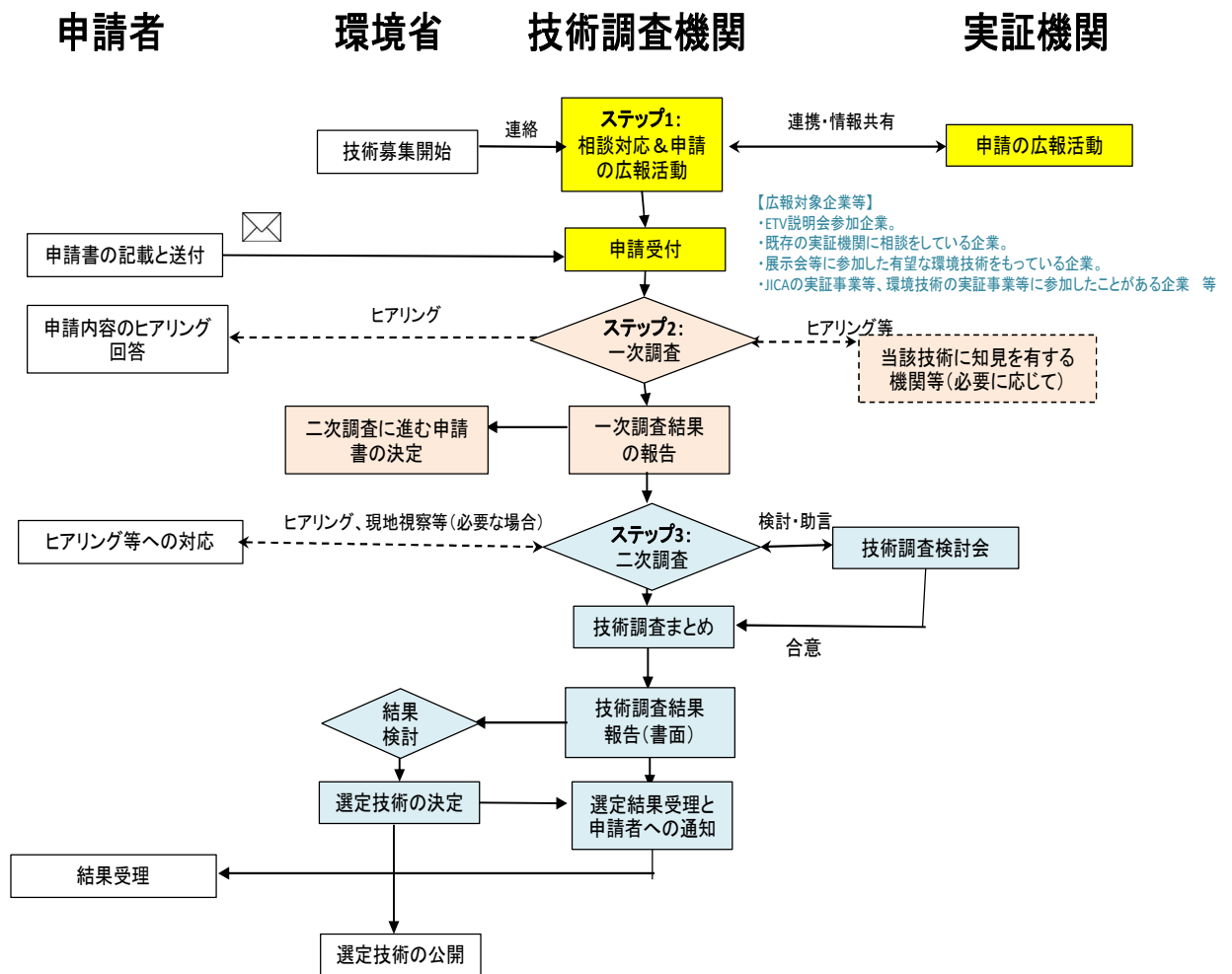


図 2 技術選定の手順

ステップ1: 実証技術に係る相談対応や申請の広報活動

平成 30 年度までは各分野の実証機関が実施していた申請予定者への相談対応や申請の広報活動を技術調査機関が一括して行う。

《相談対応》

ETV 制度全般に関する質問や技術の実証可能性、試験方法、実証費用、申請書の書き方等に関する質問や相談等をメール・電話、必要に応じて面談等にて、実施する。

具体的には、申請者からの以下のような質問等に対し、アドバイスを行う。

- ・環境技術に該当するか
- ・実証は可能か

- ・実証項目や実証内容をどのように記載したらよいか
- ・申請書全般に関する書き方 等

上記質問に対し、申請者の環境技術が何を目的としたものか、どのような性能を実証してほしいのか、技術の詳細、これまでの使用実績と効果等を、電話や面談で詳細にヒアリングを行う。必要な場合は追加的調査を行い、申請者の環境技術への理解を深め、申請書を作成頂けるようアドバイスを行う。

相談窓口は公募前後に関わらず、平成 30 年度内開設する。

《申請の広報活動》

- ・平成 30 年度実証運営機関が実施した東京、大阪、名古屋での ETV 説明会で得た情報（アンケートや技術相談会等）を適切に活用し、応募に結びつけると共に、相談に対応する。
- ・既存の実証機関に相談をしている事業者に対しては、実証機関と連携をとり、申請に結びつくよう活動を行う。
- ・展示会等に積極的に参加し、環境技術調査を行うと共に、ETV の対象となりそうな技術に広報・応募依頼等を行う。
- ・JICA の実証事業等、環境技術の実証事業等に参加したことがあり、ETV 未取得の環境技術の製造者等に広報活動等を行う。
- ・既に ETV を取得しているが、新たな環境技術を開発・販売等している事業者などに新環境技術での実証検討をお願いする。 等

ステップ 2: 一次調査(技術公募〆切後に行う)

技術調査機関内に、管理運営チーム及び技術調査チームを設ける。(別紙 1)

技術調査チームにより、申請技術が公募分野(領域)の環境技術として妥当であるか、実証が可能である等、対象技術選定の観点(別紙 2)に準じて確認する。

《具体的方法》

- ・別紙 2 にある選定の観点に照らし合わせて、申請書に記載された内容が妥当であるか等調査を行う。
- ・必要な場合は、申請者や当該分野(領域)に係る有識者へのヒアリング等を行い、前提となる要件及び実証可能性についての確認を行う。
- ・これまでの実証分野で中小水力発電、地中熱・ヒートポンプ、建築物外皮による空調負荷軽減、山岳トイレ等の特化した技術が申請された場合は、これらの実証機関経験を有する機関に意見伺いをする。

上記調査結果をとりまとめ、この時点で一度、環境省に報告し、環境省が二次調査へ進む申請書を決定する。

ステップ3: 二次調査

一次調査で環境省が決定した申請について、専門家で構成した技術調査検討会(別紙1)で検討員より助言・検討を頂き、環境省に報告する最終的な調査報告を取りまとめる。

《具体的方法》

- ・一次調査の際に行った文献調査や必要に際して行った現地視察・専門的知見を有する機関等へのヒアリング・再委託等で得た情報を基に作成した資料に基づき、検討員の助言を仰ぐ。
- ・検討会后、審議・検討結果を反映し、場合によっては追加調査等を行い、最終報告書を取りまとめ、環境省に提出する。
- ・調査・検討結果に基づき、環境省が次年度に実証する技術を選定する。
- ・対象技術の選定結果は、環境省に代わり技術調査機関が、全ての申請者に通知する。
- ・選定されなかった技術の申請者に対しては、その理由を明示する。
- ・選定された技術であっても、技術調査検討会等からの指摘や助言の内容等については、申請者に伝える。

5. 技術調査検討会に係る環境省の方針

・ 検討員選定

申請技術領域に深い知識・見識を有する専門家及び環境技術実証(ETV)事業の実証機関としての経験を有する機関から適切な人材を選定する。

(委員長(案)として◎を記載)

➤ 水・土壌環境保全技術領域(案)(委員、実証機関毎に50音順)

氏名(敬称略)	所属	備考
岡田 光正	放送大学理事・副学 長	・国際小委員会委員長 ・運営委員 ・テーマ自由枠委員
尾形 敦	国立研究開発法人 産業技術総合研究 所 環境管理研究部門 副研究部門長	・国際小委員
原田 晃	地方独立行政法人 東京都立産業技術 研究センター	・テーマ自由枠委員 ・国際小委員
福島 武彦	茨城県霞ヶ浦環境科 学センター センター 長	・運営委員 ・湖沼等水質浄化技術分野委員長

◎藤田 正憲	大阪大学 名誉教授	・運営委員会委員長 ・有機性排水処理技術分野委員長
野口 裕司	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 理事 業務本部長 実証事業事務局	・有機性排水処理技術分野および湖沼等水質浄化技術分野実証機関

➤ 気候変動対策技術領域（案）（委員、実証機関毎に 50 音順）

※申請技術の 2 技術が異なるため、選定技術の審議については、各技術の座長がそれぞれ議事進行を行う。

氏名（敬称略）	所属	備考
◎近藤 靖史	東京都市大学 工学部 建築学科 教授	・ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）委員長
永田 明寛	首都大学東京 都市環境科学研究科 建築学域	・ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）委員
◎藤井 光	秋田大学 国際資源学部 国際資源学科 資源開発環境コース 教授	・ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）委員長
馬淵 賢作	一般財団法人建材試験センター 経営企画部 調査研究課 主任	・ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）実証機関
宮崎 眞一	特定非営利活動法人地中熱利用促進協会 事務局長	・ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）実証機関

➤ 自然環境保全技術領域

昨年度からの継続案件のため、検討会は開催しない。

・ 新たな技術拡充戦略の検討

平成 31 年度より新たな技術領域としたことでこれまで ETV 申請がなされなかった環境技術を今後どう領域に取り組み、申請技術の拡充を図るか、また拡充にあたり今後検討会に必要と思われる人員等に係る戦略的検討を行う。

環境省は、来年度以降の検討員構成について、当検討会の審議結果等を受け、必要と思われる専門家等の増員などを検討する。

5. スケジュール 別紙 3 参照